

調停の成立について

本市を相手方として熊本簡易裁判所に申し立てられた損害賠償請求事件について、次のとおり調停を成立させる。

熊本市長 大 西 一 史

1 申立人

熊本市中央区在住の者

2 事件名

熊本簡易裁判所 令和7年（ノ）第76号 損害賠償請求事件

3 主な申立内容

申立人は、自ら撮影し、インターネット上のウェブサイトに掲載していた写真を、市のホームページで公開されている資料に出所を明示されずに無断で使用されたことについて、市に対し、損害賠償として金7万2000円及び調停費用の全額を支払うことを求める。

4 調停条項

- (1) 市は、申立人に対し、本件解決金として、金2万円の支払義務があることを認める。
- (2) 市は、申立人に対し、前号の金員を令和8年5月29日限り、申立人が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、市の負担とする。
- (3) 申立人は、その余の請求を放棄する。
- (4) 申立人及び市は、申立人と市との間には、本件に関し、この調停条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 調停費用は、各自の負担とする。

(提出理由)

本市を相手方として熊本簡易裁判所に申し立てられた損害賠償請求事件について、調停を成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。